

みんなで支える森林づくり上小地域会議設置要綱

(設置目的)

- 第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、上小地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策等について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり上小地域会議(以下「地域会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 地域会議は、上小地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や**毎年度の事業内容及び目標の検討、事業実施後の成果の検証及び評価等についての検討等**を行い、必要に応じ上田地域振興局長(以下「局長」という。)に意見を提出する。

(委員)

- 第3 1 地域会議は、局長が委嘱する委員をもって構成する。
2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

- 第4 1 地域会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
2 座長は、委員の互選によって決定し、地域会議の会務を総括する。
3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 1 地域会議は、局長が招集する。
2 地域会議の議長は、座長をもって充てる。
3 座長は、必要と認めるときには関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(事務局)

- 第6 地域会議の事務は、上田地域振興局林務課において処理するものとする。

(その他)

- 第7 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

- 付則 1 この要綱は、平成20年5月22日から施行する。
2 この要綱は、平成25年5月14日から施行する。
3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
4 この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

みんなで支える森林づくり県民会議設置要綱

(設置目的)

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針に関する事項について、県民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 県民会議は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容及び目標、事業実施後の成果の検証及び評価、森林税の課税期間終了後の継続の可否及び森林づくり指針に関する事項等についての検討等を行い、必要に応じ知事に提言を提出する。

(委員)

第3 県民会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4 県民会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、県民会議の会務を総括する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 県民会議は知事が招集する。

2 会議の議長は、座長をもって充てる。

3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(専門会議)

第6 県民会議に、専門の事項を検討する必要があるときは、専門会議を置くことができる。

2 専門会議の委員は、知事が委嘱する。

3 専門会議の委員は、当該専門の事項の検討が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5の規定は、専門会議について準用する。この場合において、「県民会議」とあるのは「専門会議」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7 県民会議の事務は、林務部森林政策課において処理するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

3 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

4 この要綱は、平成30年5月14日から施行する。